

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十五号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に、「応じ、」を「応じ、助言その他の」に改める。

第六十一条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。」が「を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が「に」、「のうち」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち」に、「第六十三条第一項に規定する通いサービス」を「第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービス」に、「同項」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」に、「以下同じ。」を基準該当児童発達支援事業所を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する登録者」を「又は第七十一条第一項に規定する登録者」に、「小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、十八人）」に改め、同条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模

多機能型居宅介護事業所等」に、「いう」を「いう。以下この号において同じ」に、「十五人」を「十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十一条の二第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第七十三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等サービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
 - 二 看護師 一人以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一人以上
 - 四 機能訓練担当職員 一人以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 第七十六条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等サービス事業所にあつては、五人以上とすることができる。

第七十八条中「第三十七条まで、第三十九条から」を削り、「第五十三条」を「及び第五十三条」に改め、「及び第七十条」及び「第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第八十条の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第八十条の二 基準該当放課後等サービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

第八十一条中「第三十七条まで、第三十九条から」、「第七十条」及び「第七十六条」を削る。

第九十条第一項中「から第三項まで」を、「第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第七十三条第四項」を「第七十三条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。